

令和4年度 第15回役員会議事要旨

日 時 令和4年11月9日（水） 13時00分～13時45分

場 所 Web会議

出席者 学長，渡理事，山下理事，寺本理事，山崎理事，吉田理事，竹下理事

欠席者 なし

陪席者 三島副学長，佐々木監事，南谷監事，野口附属病院長

1 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

野口附属病院長より，令和4年度附属病院収支実績及び見込（～8月実績），9月特定保険医療材料高額品目実績（直近6か月まで），医事データを用いた粗収入試算，診療稼働実績累計等について説明があった。

(2) その他

特になし。

2 協議事項

(1) ウィルフリッド・ロリエ大学（カナダ）との学術交流協定の締結について（更新）

三島副学長より，2010年より締結しているウィルフリッド・ロリエ大学との学術交流協定について，これまでの研究交流及び学生交流の実績を踏まえ，2022年12月から2027年12月までの5年間，同校との学術交流協定を更新する旨，説明があった。

なお，本件については，教育研究評議会において審議の後，次の役員会において，審議されることとなった。

(2) 国立大学法人佐賀大学「コロナ禍における教職員の海外渡航に関する当面の方針」の国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」への切替について

三島副学長より，令和4年5月の役員会において決定した「コロナ禍における教職員の海外渡航に関する当面の方針」に基づいて，本学教職員の海外渡航の申請及び許可を行ってきたところであるが，国の水際対策の緩和等を受け，「教職員等の海外渡航に関する指針」へ切替を行う旨，本指針の趣旨及び変更点等について説明があった。

なお，本件については，教育研究評議会において審議の後，次の役員会において，審議されることとなった。

(3) 国立大学法人佐賀大学「コロナ禍における外国からの訪問者受入れに関する

当面の方針」改訂について

三島副学長より、令和4年6月の役員会において決定した「コロナ禍における外国からの訪問者受入れに関する当面の方針」に基づき、海外から本学を訪問する者の受入れを行ってきたが、国の水際措置の見直し及びみなし輸出管理に関する法改正に伴い、本方針の改訂を行う旨、方針の改訂内容等について、説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。

(4) 令和4年人事院勧告への対応等に伴う就業規則の一部改正について

渡理事及び人事課長より、国においては人事勧告どおりの実施を閣議決定しており、本学においても国家公務員に準拠する方針に基づき、職員給与規程等の一部改正を行う旨、また、教員免許更新制の廃止に伴い、教員免許更新講習に係る職務付加手当を廃止するため、職員給与規程の一部改正を併せて行う旨、説明があった。

なお、本件については、経営協議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。

(5) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

渡理事及び人事課長より、国においては人事勧告どおりの実施を閣議決定しており、本学においても国家公務員に準拠する方針に基づき、役員報酬規程の一部改正を行う旨、説明があった。

なお、本件については、経営協議会において審議の後、次の役員会において、審議されることとなった。

(6) その他

特になし。

3 その他

特になし。

以 上